

産業人材育成・確保促進プロジェクトチーム設置要綱

(目的)

第1条 本県の「若者から高齢者まで、全ての人材がその能力を存分に発揮」することを目的として、産業人材育成・確保促進プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 プロジェクトチームは、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 産業人材の育成及び確保のための取組に関すること
- (2) 産業人材の育成及び確保のための関係局の連携強化に関すること
- (3) その他産業人材の育成及び確保のための必要な事項

(構成)

第3条 プロジェクトチームは、別表に掲げる者により構成する。

- 2 プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダーを置く。
- 3 リーダーは古本副知事とし、サブリーダーは労働局長、労働局就業推進監及び経済産業局情報通信(ICT)政策推進監とする。

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総務する。

- 2 サブリーダーは、リーダーを補佐するとともに、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 プロジェクトチームの会議は、リーダーが招集する。

- 2 リーダーは、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第6条 特定の課題についてリーダーが必要と認めるときは、プロジェクトチームにワーキンググループを設置することができる。

(事務局)

第7条 プロジェクトチームの事務局は、労働局産業人材育成課内に置く。

(関係課室等の協力)

第8条 プロジェクトチームに関する課室等は、積極的にその運営に協力するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営について必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成員
リーダー	古本副知事
サブリーダー	労働局長 労働局就業推進監 経済産業局情報通信（ICT）政策推進監
チーム員	政策企画局企画調整部企画課長 政策企画局国際課長 総務局総務部情報政策課DX推進室長 県民文化局県民生活部学事振興課長 県民文化局県民生活部学事振興課私学振興室長 福祉局福祉部地域福祉課長 福祉局子育て支援課長 経済産業局産業部産業政策課長 経済産業局産業部産業振興課次世代産業室長 経済産業局産業部産業科学技術課長 労働局労働福祉課長 労働局就業促進課長 労働局産業人材育成課長 建設局土木部建設企画課長 教育委員会事務局学習教育部ICT教育推進課長 教育委員会事務局学習教育部高等学校教育課長 教育委員会事務局学習教育部義務教育課長 教育委員会事務局学習教育部特別支援教育課長